

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2953号)

令和4年9月15日

横情審答申第2953号

令和4年9月15日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年4月9日教南指第8号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票(1)令和元年7月12日
19:45～21:00(2)令和元年8月16日 18:05～19:15(3)令和元年9月5日
09:44～10:10」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票(1)令和元年7月12日 19:45～21:00(2)令和元年8月16日 18:05～19:15(3)令和元年9月5日 09:44～10:10」の保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票(1)令和元年7月12日 19:45～21:00(2)令和元年8月16日 18:05～19:15(3)令和元年9月5日 09:44～10:10」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年12月26日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関では、訂正を求める箇所及び訂正を請求する内容について審査請求人に補正を求めたが、訂正請求書及び補正書の内容からは、訂正を求める箇所の特定ができず、訂正請求のあった、保護者の発言を記載していない箇所については、補正書の内容から、訂正が必要な箇所の特定及び訂正を請求する内容について具体的な記載がないため、どの記述をどのように訂正することを求めているのかが判別できなかった。
- (2) 個別対応記録票は、児童生徒記録管理システム（以下「システム」という。）において、児童生徒ごとの記録を一元管理し、効率的な情報共有を行うために、内容等を簡潔に記録するものであり、保護者の全ての発言を具体的に記載するものではない。そのため、仮に本件保有個人情報に発言等が全て記録されていなかったとしても訂正請求に理由があるとはいえない。
- (3) (1)及び(2)のとおり、本件訂正請求については、訂正請求書及び補正書からどの記述をどのように訂正することを求めているのかが判別できないこと及び訂正請求

に理由があると認められないことから非訂正とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 本件訂正請求に対する処分を行うための行政手続において、不当であったことを認め、審査請求人に対し、謝罪することを求める。
- (3) 令和元年12月5日付教南指第491号「個人情報訂正請求に係る補正について（通知）」で求められた補正の内容について、審査請求人が口頭で教育委員会事務局南部学校教育事務所（以下「南部学校教育事務所」という。）に対して説明する機会の付与を求める。
- (4) 本件処分においては、補正書への回答内容は処分決定の参考とされていないと判断できる。審査請求人は、回答において具体的な内容について詳細な説明が必要であれば協議に応じる旨記載したが、補正書への回答以降電話も含め一切審査請求人の考えを確認する手段は講じられていない。本件処分における「訂正しない」という処分内容とともに、このような一方的な行政手続の進め方についてもあわせて不服を申し立てる。
- (5) 個人情報の取り扱いについて情報共有がまったくできておらず、子どもを危険にさらすような個人情報漏洩事故を起こした南部学校教育事務所の事故への対応について、所内でどのような対応、協議をしたのか、われわれ保護者の発言や質問・疑問にどのように応えようとしたのか、を確認するために個人情報の開示請求を行ったところ、開示された「南部学校教育事務所指導主事室個別対応記録票」（以下「本件個別対応記録票」という。）には、南部学校教育事務所にとって都合がよくなるように面談内容が恣意的に編集や削除されているものが散見される。南部学校教育事務所が行った不適切な発言や南部学校教育事務所にとって都合の悪い保護者からの意見、疑問を隠蔽するかのよう削除されている。
- (6) 個人情報漏洩事故というトラブルが発生し、その対応について双方の意見や要望が対立しているにもかかわらず、南部学校教育事務所が作成し保存している記録は作成者である南部学校教育事務所都合よく書かれた記録となっており、行政文書として著しく公平性と正確性を欠くものであるため、訂正請求を行ったものである。

しかし、その訂正請求に対する南部学校教育事務所の回答は、本件個別対応記録票が「児童生徒ごとの記録を一元管理し、効率的な情報共有を行うものであり、内容等を簡潔に記録するものである。」から、訂正の必要がない、というものである。

- (7) そもそも、南部学校教育事務所は本件個別対応記録票に必要な情報が記載されていなかったために、情報共有ができず個人漏洩事故を起こし、さらには本件個別対応記録票に面談で話された内容を記載しなかったために、審査請求人は対応する南部学校教育事務所の職員に何度も同じことを説明しなければならなかったことも、審査請求人に大きな負担を強いるものであり、行政文書として不適当なものであるといわざるを得ない。
- (8) 通常行われる学校での指導内容についてであれば、保護者の意見や質問などの記録は必要でないこともあり得る。しかし、今回は示談や訴訟になる可能性もある審査請求人と他の保護者のトラブルに関する個人情報をも南部学校教育事務所が漏洩した事故である。南部学校教育事務所と審査請求人で話をした内容は双方の主張について記載されるべきである。
- (9) 南部学校教育事務所が恣意的に編集や削除し、かつ南部学校教育事務所が不都合な事実を隠蔽する記録を正当化する、本件処分について、取り消しを求める。若しくは、本件個別対応記録票ではなく、他の様式で文書を作成し、南部学校教育事務所、請求人双方の発言・意見・説明について、記録した上で行政文書として保存することを求める。
- (10) 南部学校教育事務所が不都合な事実を隠蔽するために不作為を行ったことで著しく不適切な行政文書となっている。その不適切な記録を作成した責任がある南部学校教育事務所ではなく、不適切な行政文書によって不利益を被る審査請求人自身が南部学校教育事務所にかかわって記録を補正して作成することを求めることはあまりにも不当である。そのため、協議の場を設けることを求め、「その場で補正の必要な内容を説明する」と伝えたにもかかわらず、電話一本することなく、本件処分を行った。このような一方的かつ独善的な行政手続の進め方があってよいのか。まったく理解に苦しむ。手続が不当であったことを認め、本件処分を取り消した上で、不適切な対応と行政手続を行ったことについて謝罪を求めるものである。本件処分を取り消した上で、本件個別対応記録票の訂正が必要な内容について口頭で説明する機会を審査請求人に付与し、公平、公正な行政記録を作成し直すことを求める。
- (11) さらに、「どの記述をどのように訂正することを求めているのかが判別できな

い」と一方的に本件処分を行った、不適切極まりない意思決定を反省する姿勢も、決定を改める意思も全く感じられない。そのため、審査請求人は、審査請求書にあるとおり、本件処分の取り消しを求めることに加え、どのように訂正を行うかについて請求人から詳細な聞き取りを行った上で、訂正を行うことを求める。

- (12) 個人情報と文書の取り扱い及び文書作成におけるコンプライアンスの問題についても、横浜市として改善することを合わせて求める。
- (13) 弁明書に、個別対応記録票は「内容等を簡潔に示すものであり、全ての保護者の発言を、発言箇所ごとに具体的に記載するものではありません。」と書かれているが、請求人は「発言を、発言箇所ごとに具体的に記載してください。」とは求めている。そうではなく、保護者の発言の要旨や発言があったことを記載してほしい、と求めている。
- (14) 自分が発言・要望した内容について文書に記録として残してほしい、と希望することは一般常識から鑑みて当然のことではないか。令和元年8月16日には多くの内容を発言し要望しているが、記録には発言があったことすら記載されていない。これが行政機関として当たり前の態度なのか。理解に苦しむ。また、令和元年7月12日の面談では、保護者から、南部学校教育事務所がマニュアルを全く遵守しておらず、横浜市の基準に照らすと明らかに対応に時間がかかりすぎており、訪問と謝罪があまりにも遅すぎることを指摘しているが、記録にはまったく記載されていない。
- (15) われわれの中心的主張を記録せずに、「情報共有を効率的に行うことを目的」にしているという南部学校教育事務所の主張はまったく理解できない。われわれの主張を記録することなしに、情報共有と組織的な対応が可能なのか。
- (16) 南部学校教育事務所には保護者対応を行った記録が本件個別対応記録票しかないため、争訟が発生した場合に証拠となる行政文書は本件保有個人情報のみとなる。今回の事例のように発言があったことすら記録されていないとすると、保護者の発言内容は行政機関である教育委員会と面談を行っても記録に残らず、争訟で不利な立場に立たされることになる。行政機関としての記録・文書の作成のあり方について、早急な見直しを望む。
- (17) 市民（保護者）が何もわからないから、自らにとって都合のいい部分だけを記録し、都合の悪いことはなかったことにする、このようなやり方が許されるのか。特に教育の場では、子どもを学校に預けることから、ただでさえ保護者は発言をしにくい立場にある。その不平等な構造を利用するように行政機関である南部学校教育

事務局が恣意的な記録を作成し、保護者からの要望をなかつたかのように取り扱ったことは断じて許せない。

- (18) 横浜市は、このようなやり方を容認するのか。今回の案件は、もちろん個人情報の取り扱いという一面はあるが、問題はそれにとどまらない。南部学校教育事務所の行政機関としての対応そのもの、そして弱い立場にある保護者（市民）に対する一方的かつ高圧的な姿勢が許されるものなのか。という視点で検討いただきたい。

5 審査会の判断

(1) 児童生徒支援に係る事務について

実施機関では、平成30年度に策定した「第3期横浜市教育振興基本計画」に基づき、令和元年度に児童生徒への支援のために相談記録の情報を共有するシステムの運用を開始し、情報共有や引継ぎのための仕組みづくりなどの各学校の児童生徒支援体制の充実を図ることで、児童生徒に関する様々な課題を早期に発見し、早期の解決を図ることができるように支援をしている。また、各学校教育事務所は、学校現場に近い立場であるので、学校で課題や相談事項がある場合、指導主事が学校へ出向いて支援をするなど、各学校の実情を踏まえて、各学校での自主的、自律的な学校運営や、複雑化、多様化する学校の課題に適切に対応するための学校支援を推進している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課及び各方面学校教育事務所指導主事室の対応状況確認や情報共有を効率的に行うことを目的としたシステムにおいて一元管理する児童生徒ごとの記録のうち、南部学校教育事務所指導主事室が作成した審査請求人に係る個別対応記録票である。

個別対応記録票には、日時、学校名、氏名、性別、学年、件名、対応種別、記録作成者、詳細記録、関連児童生徒の氏名及び学校名が記載されており、実施機関がシステムに入力することで作成している。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正義務について、条例第36条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、当該訂正請求ど

おり保有個人情報事実でないことが認められた場合であり、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。利用目的に照らして訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

ウ この点、保有個人情報の訂正の内容や範囲が明確となっていないため、令和4年5月19日に意見陳述を実施した際に改めて審査請求人に確認したところ、自分達の発言や要望内容について記録されていないので、その要旨を具体的に記録することを求めるということであった。

エ 当審査会において本件個別対応記録票を見分したところ、その詳細記録欄の記載内容は、実施機関と保護者の面談内容が表題のような形で概要を箇条書きで記載されていた。

オ 本件保有個人情報の利用目的について、令和4年4月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 個別対応記録票の利用目的は、事件や事故などの児童生徒に関わる案件について総合的に判断し対応策を決定するために、南部学校教育事務所と関係各課間で速やかに情報共有をし、事後の案件の確認や円滑な対応につなげることである。

(イ) また、システムへの入力には1000文字の文字数の制限があり、システムの記録上は、どの案件であっても概要を簡潔に示すということで統一しており、概要の記載内容で読み取れないものについては、必要に応じて口頭で共有をしている。

カ 実施機関の説明によれば、システムの記録は、概要を簡潔に記すものとのことであるから、本件の記述だけが突出して簡素なものだとまでは考えにくい。また、個別対応記録票の利用目的は、対応策の検討に向けた関係機関との速やかな情報共有にあり、面談の内容を個別具体的に記録することまでは求められていないということも、否定できない。

キ 条例第36条は訂正義務について定めているが、上記イのとおり、訂正をすべきなのは「保有個人情報事実でないことが認められた場合」である。審査請求人は、本件個別対応記録票の内容が不十分だという旨の主張をするが、あくまで要約された概要であり、簡潔なものであったとしても、それをもって直ちに事実でないということにはならず、実施機関に本件保有個人情報を訂正する義務はないというべきである。

ク 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

ケ したがって、本件訂正請求については訂正する義務があるとはいえない。

(4) 付言

本件個別対応記録票についてであるが、詳細記録欄の記載内容は、実施機関と保護者の面談内容が表題のような形で概要を箇条書きで記載しているに留まり、保護者が実施機関に対してどのような発言をし、また、どのような要望をしたのか、その内容を具体的に客観的に確認することができない。個別対応記録票の利用目的が、事件や事故などの児童生徒に関わる案件について総合的に判断し対応策を決定するために、速やかに情報共有をし、事後の案件の確認や円滑な対応につなげるということから形式的に概要のみを記録しているとはいえ、概要として記録されている情報量が少なく、正確な情報共有を行うことができているか、ひいては、利用目的の達成ができているかという点においては疑問を感じることもある。何より、文書による共有と口頭による共有は、質的に異なるものである。この点については、審査請求人の主張に対しても一定の配慮が必要だと思われる。システムの文字数の制限では、逐語で記録をすることはできず、また利用目的からも逐語の記録を求められるものではないが、制限の範囲内でも、保護者との意思疎通を図るなどして発言や要望の要旨を記録することは可能であり、より正確な情報共有に資するためにも、今後個別対応記録票の作成にあたっては、記録内容の拡充を図るべきであることを付言する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-----------------------|
| 令和 2 年 4 月 9 日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 2 年 5 月 14 日 | ・実施機関から反論書の写し及び意見書を受理 |
| 令和 2 年 6 月 4 日 | ・審査請求人から意見書（追加）を受理 |
| 令和 2 年 7 月 16 日 （第259回第三部会） 令和 2 年 8 月 25 日 （第340回第一部会） 令和 2 年 8 月 26 日 （第382回第二部会） | ・諮問の報告 |
| 令和 4 年 2 月 17 日 （第278回第三部会） | ・審議 |
| 令和 4 年 3 月 17 日 （第279回第三部会） | ・審議 |
| 令和 4 年 4 月 14 日 （第280回第三部会） | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 令和 4 年 5 月 19 日 （第281回第三部会） | ・審査請求人の意見陳述 ・審議 |
| 令和 4 年 6 月 16 日 （第282回第三部会） | ・審議 |
| 令和 4 年 7 月 21 日 （第283回第三部会） | ・審議 |